

議事日程(第4号)

平成27年3月20日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第7号 高鍋町課設置条例の一部改正について
- 日程第2 議案第8号 高鍋町行政手続条例の一部改正について
- 日程第3 議案第9号 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第10号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第11号 高鍋町乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第12号 高鍋町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第14号 高鍋町子どものための教育・保育給付の支給認定に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第15号 高鍋町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第16号 高鍋町保育所条例の制定について
- 日程第10 議案第17号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第18号 教育長の勤務時間及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第19号 小丸河川敷広場多目的施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第20号 高鍋町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第14 議案第21号 平成27年度高鍋町一般会計予算
- 日程第15 議案第13号 高鍋町介護保険条例の一部改正について
- 日程第16 議案第22号 平成27年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第17 議案第23号 平成27年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第18 議案第24号 平成27年度高鍋町下水道事業特別会計予算
- 日程第19 議案第25号 平成27年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第20 議案第26号 平成27年度高鍋町介護保険特別会計予算
- 日程第21 議案第27号 平成27年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
- 日程第22 議案第28号 平成27年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算

- 日程第23 議案第29号 平成27年度高鍋町水道事業会計予算
- 日程第24 議案第30号 平成26年度高鍋町防災行政無線放送施設設置工事請負変更契約について
- 日程第25 議案第31号 平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第26 発議第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書
- 日程第27 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第28 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第29 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第7号 高鍋町課設置条例の一部改正について
- 日程第2 議案第8号 高鍋町行政手続条例の一部改正について
- 日程第3 議案第9号 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第10号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第11号 高鍋町乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第12号 高鍋町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第14号 高鍋町子どものための教育・保育給付の支給認定に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第15号 高鍋町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第16号 高鍋町保育所条例の制定について
- 日程第10 議案第17号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第18号 教育長の勤務時間及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第19号 小丸河川敷広場多目的施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第20号 高鍋町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第14 議案第21号 平成27年度高鍋町一般会計予算
- 日程第15 議案第13号 高鍋町介護保険条例の一部改正について
- 日程第16 議案第22号 平成27年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第17 議案第23号 平成27年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第18 議案第24号 平成27年度高鍋町下水道事業特別会計予算

- 日程第19 議案第25号 平成27年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算  
 日程第20 議案第26号 平成27年度高鍋町介護保険特別会計予算  
 日程第21 議案第27号 平成27年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算  
 日程第22 議案第28号 平成27年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算  
 日程第23 議案第29号 平成27年度高鍋町水道事業会計予算  
 日程第24 議案第30号 平成26年度高鍋町防災行政無線放送施設設置工事請負変更契約について  
 日程第25 議案第31号 平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第10号）  
 日程第26 発議第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書  
 日程第27 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について  
 日程第28 閉会中における議会運営委員会活動について  
 日程第29 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

---

出席議員（16名）

1番 池田 堯君	2番 水町 茂君
3番 山本 隆俊君	5番 津曲 牧子君
6番 岩村 道章君	7番 岩崎 信や君
8番 青木 善明君	10番 柏木 忠典君
11番 後藤 正弘君	12番 中村 末子君
13番 黒木 博行君	14番 黒木 正建君
15番 春成 勇君	16番 八代 輝幸君
17番 緒方 直樹君	18番 永友 良和君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 間 省二君 事務局補佐兼議事調査係長 鳥取 和弘君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	小澤 浩一君	副町長 ……………	川野 文明君
教育長 ……………	島埜内 遵君	教育委員長職務代理者 ……	小泉 桂一君
農業委員会会長 ……………	坂本 弘志君	代表監査委員 ……………	黒木 輝幸君
総務課長 ……………	森 弘道君	政策推進課長 ……………	三嶋 俊宏君
建設管理課長 ……………	恵利 弘一君	農業委員会事務局長 ……	鳥井 和昭君

産業振興課長	……………	田中 義基君	会計管理者兼会計課長	…	宮崎守一郎君
町民生活課長	……………	茂又 哲也君	健康福祉課長	……………	河野 辰己君
税務課長	……………	川野 和成君	上下水道課長	……………	芥田 秀則君
教育総務課長	……………	中里 祐二君	社会教育課長	……………	稲井 義人君

午前10時00分開議

○議長（永友 良和） おはようございます。直ちに本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○議会運営委員会委員長（中村 末子君） 12番、中村末子。

おはようございます。平成27年第1回定例議会が招集され、特別委員会、各常任委員会の審査日程は全て終了し、あとは委員長報告を待つだけですが、意見書及び当初から予定されていた補正予算を日程に追加するため、昨日9時半より議長室において議会運営委員会を開きましたので、報告をいたします。

案件は防災行政無線について新山に親局を設置を行い、子局については各局ごとにアンテナなどを設置する予定だったが、親局よりの受信状態がよいためにアンテナや配線をしなくてもよくなったことによる大幅な変更契約となったことで、請負変更契約が提案されました。

また、農業振興地域整備計画の策定が、現地調査などが大幅に遅れたため、繰越明許提案が今になったようです。

また、議員発議でB型C型肝炎ウイルス治療に関して医療費助成を国の制度として確立していただきたいとの意見書が提出される予定です。

以上、3件の案件を本日の日程に追加することに委員全員の意見の一致を見ましたので、御報告いたします。

○議長（永友 良和） 本日の議事日程につきましては、ただいま報告がありましたとおり、3件を追加提案し、お手元にお配りしましたとおり、議事を進めます。

日程第1. 議案第7号

日程第2. 議案第8号

日程第3. 議案第9号

日程第4. 議案第10号

日程第5. 議案第11号

日程第6. 議案第12号

日程第7. 議案第14号

日程第8. 議案第15号

日程第9. 議案第16号

日程第10. 議案第17号

日程第 1 1. 議案第 1 8 号

日程第 1 2. 議案第 1 9 号

日程第 1 3. 議案第 2 0 号

日程第 1 4. 議案第 2 1 号

○議長（永友 良和） 日程第 1、議案第 7 号高鍋町課設置条例の一部改正についてから日程第 1 4、議案第 2 1 号平成 2 7 年度高鍋町一般会計予算まで、以上 1 4 件を一括議題といたします。

本 1 4 件は所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案結果報告を求めます。

まず、総務環境常任委員長の報告を求めます。委員長、八代輝幸議員。

○総務環境常任委員会委員長（八代 輝幸君） おはようございます。

平成 2 7 年第 1 回定例会において、総務環境常任委員会に付託されました議案は、議案第 7 号高鍋町課設置条例の一部改正について、議案第 8 号高鍋町行政手続条例の一部改正について、議案第 9 号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第 1 0 号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第 1 7 号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第 1 8 号教育長の勤務時間及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について、議案第 2 1 号平成 2 7 年度高鍋町一般会計予算中、関係部分について審査の経緯と結果について報告いたします。

なお、報告につきましては、審査部分の全ての報告ではなく、特徴的な部分だけの審査報告とし、割愛する部分もありますので、御了承ください。

審査日時は 3 月 1 3 日及び 1 7 日から 1 9 日までの 4 日間、第 1 委員会室におきまして総務環境常任委員全員出席、要点筆記事務局長、担当課職員出席のもと、説明及び資料を提出の上、慎重に審査を行いました。

まず、議案第 7 号高鍋町課設置条例の一部改正について、本案につきましては第 6 次高鍋町行財政改革大綱の実施計画に基づき、高鍋町収納向上対策本部会議において、徴収体制の一元化について協議、町営住宅の家賃及び駐車場使用料の徴収に関する事務を税務課に移管することとなったため、条例の一部改正を行うとの説明でした。

委員より、住宅、駐車場の徴収と滞納金についての問いに、税務課が担当するとの答弁でした。

まとめに入り、討論を求めましたが討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 8 号高鍋町行政手続条例の一部改正について、本案につきましては平成 2 6 年 6 月に行政手続法が改正され、行政機関が行う処分及び行政指導の手続きに関し、住民、事業者等の救済手段の充実、拡大が図られることに伴い、本町の条例においても法律と同様の改正を行うとの説明でありました。

委員より、不服申し立て書類は総務課に出せばいいのかとの問いに、書類は各担当課に提出するとの答弁がありました。

まとめに入り、討論を求めましたが討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては新たに中学校において町単独で非常勤講師を配置するため、条例の非常勤職員に支給する報酬額の規定中、所要の改正を行うものとの説明でありました。

委員より、なぜ東西中学校に講師を1名ずつ配置するのかとの問いに、2年生からは40人学級となるが、現在の3クラス体制を維持していただきたいとの要望を受け、町単独で1名ずつ講師派遣するものと答弁がありました。

まとめに入り、討論を求めましたが討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。本案につきましては昨年の人事院勧告の給与制度の総合的見直しに基づき、所要の改正を行うものとの説明でありました。改正の主な内容としましては、本年4月からの給料表の引き下げ及び災害等への対応のため、管理職が平日深夜に勤務した場合の管理職特別勤務手当の新設であるとの説明でありました。

委員からの質疑は特になく、まとめに入り、討論を求めましたが討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について並びに議案第18号教育長の勤務時間及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について、本案につきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育長の身分が特別職となること、教育委員長の職が廃止されること、教育長の職務専念義務が明確に規定されることに伴い、関係条例中法律の改正に沿った所要の改正を行うとともに、教育長の勤務時間及び職務に専念する義務の免除について、必要な事項を定めるものとの説明でありました。

委員より、この条例はいつから適用されるのかとの問いに、教育長の任期が平成30年6月までであるので、平成30年7月から適用すると答弁がありました。

委員より、総合教育会議とはとの問いに、町と教育委員会の連携を強めていくことや、教育行政の責任体制の明確化を図るとともに、27年度中に設置するとの答弁がありました。

まとめに入り、討論を求めましたが討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号平成27年度高鍋町一般会計予算中関係部分については、審査日程順に主なものを報告いたします。

最初、町民生活課では、住民基本台帳などと環境関連の予算があり、それぞれに説明がなされ審議しました。住民基本台帳関連で戸籍手数料、証明手数料などの歳入があり、歳出では人件費6名分を初めとする必要経費があります。

環境関係の歳入では、し尿、ごみ処理など衛生手数料、畜犬登録、狂犬病予防業務などが主であります。歳出では西都児湯環境整備事務組合負担金で火葬場建設費及び斎場維持管理費分などです。

委員より、九州連合戸籍事務協議会総会研修会についての質疑があり、去年は佐賀、ことしは熊本で行い、年1回九州管内を回っているとの答弁がありました。また委員より、町内の住民登録されている外国人の数はいくらかとの問いに、12カ国55人との答弁がありました。

新規につきましては、不快害虫ヤンバルトカサヤスデ害虫駆除対策事業の説明と資料提出がなされました。ヤンバルトサカヤスデの発生時に、駆除のため個人が薬剤を購入した場合、4月から12月までの期間中で4袋まで補助するとの説明がありました。

委員より、住民が使いやすいよう配慮をしていただきたいとの要望がありました。また委員より、ヤンバルトサカヤスデの発生場所はとの問いに、中尾、小並、市の山、牛牧との説明がありました。

次は、総務課関係です。総務課関係では、総務部分と消防関係があります。

まず、総務部分です。歳入で交通安全対策特別交付金を初め、職員駐車場使用に関して職員からの施設協力金等が上げられます。また、太陽光発電設置後は、土日のみの売電収入ではありますが、電気料が削減されたようです。

歳出では、新たにエレベーターが新設されたことにより、委託料が増加、庁舎別館建設が行われるための予算があります。人件費及び町の所有している車の集中管理を行っている費用を含め、総合的に庁舎全体を考え、計上しているとの説明でした。

委員より、庁舎別館建設に関し、道路面との高さの比較はどうか、低いのではないのかとの問いに、道路よりは高くしてありますとの答弁でした。

消防費では、東児湯消防組合への負担金及び消防団員の報酬等があります。消防団から要望のあったトランシーバーについては、年次的に揃えていきたいとの説明がありました。

委員より、消防団員の人数は確保されているのかとの問いに、現在258名との答弁がありました。また委員より、県の防災ヘリについて、負担金と出動要請について質疑がありました。負担金については均等割り3割、人口割り7割で、高鍋は約76万円とのことでした。出動の要請については、人命救助や災害などのときに要請するとのことでした。

委員より、別館の建設にあたっては1階に地域包括センターと基幹センターを設けることになっているが、その理由はとの問いに、本来は町がやるべき業務であるが、社会福祉協議会に委託しているので、健康福祉課に来客された町民が包括支援センターに行かねばならなくなったとき、利便性を考慮して設置を考えているとの答弁でありました。

また、消防団の報酬についての問いに、単純に人数割りではなく、出動回数による報酬

の違いがあるとの答弁がありました。

委員から、毛布、マットの備蓄枚数の問いに、現在、毛布は178枚、マットが136枚との答弁がありました。委員より足りないのではないかとの問いに、財政状況を見て確保していくとの答弁がありました。

委員より、消防携帯無線についての問いに、配備後には消防団幹部に貸与していくとの答弁がありました。

次は、会計課関係です。歳入関係では、県収入証紙売りさばき手数料があり、収入証紙売りさばきの主なものは、県立高校入学時に必要な証紙の売りさばきがあり、ことしは3月26日に新入生のオリエンテーションが開催され、1人5,650円の証紙が必要となることから、高鍋高校、高鍋農業高校の事務の方に、積極的に高鍋町役場会計課で販売している旨をアピールしているとのことでした。

次に、諸収入、預金利子についてですが、これは一般会計の収支の中で資金運用に比較的余裕のある7月から10月の3カ月間、金融機関に定期預金をし、利息を得るとのことでした。

歳出関係では、需用費の消耗品費、印刷製本費、役務費の指定金融機関事務取扱手数料、口座振替手数料、窓口納付手数料についての説明がありました。

委員より、印刷製本費に関して領収証が残り17冊とのことだが、前回はいつ作成したのかとの問いに対し、前回は平成24年度に作成し、3年経過した。27年度に新たに作成し、向こう3年間使用していくとの答弁でした。

次に、役務費の口座振替手数料、窓口納付手数料の算定基準数値について、26年度予算と同額とはどういうことかの質問に対し、平成22年から平成24年度までの3年間の平均数値で算出しているとの答弁でした。

次に、口座振替手数料と窓口納付手数料の1件当たりの単価が違うのはなぜかとの質問に対し、平成24年度までは同じ単価だったが、金融機関からの要望で町村会から統一単価の決定を受け、25年度から窓口納付手数料は1件20円、26年度から30円になったとの答弁でした。

次は、政策推進課関係です。歳入関係の説明では、まず地方揮発油譲与税から地方特例交付金までについては、近年の決算額と国が地方の財源を見積もった地方財政対策等から算定し、予算を計上しているとの説明でありました。中でも地方消費税交付金については、昨年4月の消費税率引き上げによる税額が平準化することから、26年度に比べ9,880万円増額をして計上したとの説明がありました。

次に、総務費国庫補助金の総務管理費補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、社会保障・税番号制度に係るシステム改修と他機関間で情報をやり取りするために必要な中間サーバーの機器の利用に係る費用に対して補助があるとのこと。

次に、地域公共交通確保維持改善事業費補助金は、地域公共交通の確保・維持・改善するための事業である町内巡回バス運行事業の欠損額に対して、2分の1の補助があるとの

説明でありました。

防衛施設周辺対策事業国庫補助金についてであります。平成19年度から10年間交付されることになっており9年目になるとのことです。27年度は東小学校教育環境改善事業に充当することとしているとの説明がありました。

次には、歳出についてであります。歳出で特徴的な部分だけを報告いたしますが、文書広報費の中の委託料は高鍋町史の続編を平成27年度に発行することから、これに要する経費が大幅に増額しております。また、テレビ広報と灯籠祭りへのバスツアーを含んだラジオ広報番組を実施するとの説明がありました。

次に、財産管理費の中の報償費は、ふるさと納税者への謝礼品購入費として13万8,000円を計上、地場産品を謝礼品にすることとしているが、寄附額に応じた謝礼品にしたいと考えているとのことでした。

次に、企画費の中の報酬は、地方版総合戦略を策定するための委員報酬の増で、産学官に加え住民代表など、さまざまな分野から構成する委員会を設置し、長期ビジョンと地方版総合戦略を策定するとのことでありました。

また、委託料は地方への移住を推進するためのPRビデオ作成業務委託料で、制作したビデオは移住希望者が必要な情報を検索できる総務省が開設予定の全国移住ナビにアップするものとの説明がありました。工事請負費は島田圃場跡地に大型バスが駐車できるよう整備するものとの説明がありました。

次に、諸費の中では男女共同参画プラン策定に伴う印刷製本費、委託料の増、人権の花運動に伴う消耗品費の増、マイナンバー制度周知のためリーフレット作成に伴う印刷製本費が増となっているとの説明がありました。

次に、人口統計調査費ですが、平成26年度に比べ1,026万円の大幅な増額となっております。これは、5年に1度行われる国勢調査によるものとのことでありました。

委員より、町史編纂作業はいつまでかかるのかとの問いに、25年度から始まり27年度の3月までに終了する予定である、なお冊数は800冊を予定しているとの答弁でした。

委員より、移住を推進するためのPRビデオについて、中身はどんなものかとの問いに、高鍋町のよさをPRするためのビデオである、専門の方に委託するとの答弁がありました。

次に、税務課関係です。歳入関係では、町民税、固定資産税、軽自動車税、それに町たばこ税があり、特にこの中での法人税割がことしの税法改正などの影響により減額との説明でした。町民税の個人と法人が減額、固定資産税も減額となっており、軽自動車税が四輪乗用車の増が見込まれ、また、たばこ税が税率の改正があり、増額が見込まれるとの説明でした。

歳出では17名分の給与、賃金では町民税係に年間パートを1名、申告時期にパートを2名、収納係に1名を雇用しているとの説明がありました。備品購入費ではデジタルカメラを必要とするため購入するとの説明がありました。

委員より、町内の太陽光発電施設は現在、何カ所あるのかとの問いに、持田は13件、

上江は26件、南高鍋が16件、蚊口浦が2件との答弁がありました。そして平成26年度までに課税した件数は18件、平成27年度に課税する件数は36件、未施行件数3件の、合計57件であるとの説明がありました。

委員より、法人の現年課税がマイナス3,716万円に対し、国の交付税措置はどの問いに、税率が14.7%から12.1%になったことについては国からの措置があるとの答弁がありました。

委員より、たばこ税について多くなっているがとの問いに、26年4月1日から税率が改正となり、主要銘柄品の410円は430円になった、このため月平均約1,400万円となり、27年度は1億6,800円を見込んでいるとの答弁がありました。

委員より、公売についての質疑に対し、26年度公売会は6回開催している。そのほかにインターネット公売や窓口公売を行っている。27年度公売会は県外が5件、県内が2件開催予定であるとの答弁でした。

委員より、滞納者に対する処置はどの問いに、督促状は20日を目安に出しているとの答弁でした。

次に、上下水道課関係です。歳入関係では、合併処理浄化槽の説明があり、ことしは60基予定しているとのこと。国2分の1の補助との説明がありました。歳出では合併処理浄化槽の5人槽が49基、7人槽が10基、10人槽は1基の合計60基、ことしは予定している。単独合併浄化槽の撤去費用は上限9万円の補助があり、26年度から行って2年目との説明がありました。

委員から、10人槽が1基しか予算に入っていないが不足しないかとの問いに、他の5人槽、7人槽から充当できるとの答弁がありました。

委員より、26年度の成果についての問いに、40基の実績があり、26基が町内業者、14基が町外業者との答弁がありました。

次は、議会事務局関係です。議会事務局は議会と監査委員費を担当しており、順次説明がありました。議会費の中の借り上げ料については、議場残時間表示板のリース代で、5年リースであるとの説明がありました。

委員より、借り上げ料についての質疑があり、借り上げ料は1年間の分であるとの答弁でした。

以上で、議案第21号平成27年度高鍋町一般会計予算中関係部分について審査を終了し、討論を求めましたが討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（永友 良和） これから1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第7号高鍋町課設置条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第8号高鍋町行政手続条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第9号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第10号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第17号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第18号教育長の勤務時間及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第21号平成27年度高鍋町一般会計予算中、関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 2点ほど質疑をさせていただきたいと思います。

庁舎別館の建設工事がありまして、先ほど説明があったんですけども、その目的と概要についての審査内容をもっと詳しく説明していただけないでしょうか。

なぜなら、特別委員会審査時に、別館建設後について社会福祉協議会に委託している包括支援センターと障害者の基幹支援センターが入る予定であるとのことでしたので、住民は庁舎敷地内への建設となると、恐らく町が主体となって行う事業であるとの認識になるのではないかと、その可能性がありますので、その問題解決についてどのような対策が講じられるのか、特別委員会での審査終了後でしたので、常任委員会の審査は慎重に行われたと考えますが、いかがでしょうか。

もう1つは、町史編纂事業についてどこまで進捗しているのか、詳しい内容をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（永友 良和） 暫時休憩いたします。

午前10時34分休憩

.....

午前10時38分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。八代議員。

○総務環境常任委員会委員長（八代 輝幸君） お答えします。

先ほどもこの中でお話しましたが、利便性を考慮して設置を考えてるうちゅうのを再度、確認したんですよ。これじゃいかんですか。課長を呼んで聞いたときも、やっぱり同じ答えでした。

もう1つの、町史編纂のことは先ほども申しましたが、27年度で終了するという事になっておりまして、800冊というふうに答えましたけれど、あれで答弁をしたいと思いますが。800冊。

○議長（永友 良和） 中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 説明があつて、確かに利便性ということではあるかもしれませんが。

しかし、包括支援センターというのは24時間365日、これ携帯電話の持ってますので、ほとんど地域から、例えば民生委員さんからこういう状況の人がいるんだけどということをした場合、役場に来た人だけをしていたら平日勤務と一緒にじゃないですか。包括支援センターの意味がないわけですよ。

だから、あそこは社会福祉協議会の場所で、そしていつでも対応できる場所なんですよということをイメージできるようなものにしていかないと、高鍋町が運営していると勘違いするから、土曜日、日曜日、ほかに祝日ですね、それはもう相談できないんだということが認になってしまうと、意味がない。だからこそ高鍋町がいろんなサービス規定もあつて、いろんなこともあつて、なかなか24時間365日の対応がサービス規定を含めて、職員をそこで使っていくというのがなかなかできないという状況もあるから、これは社会福祉協議会への委託と言う形で、国のほうはしているわけですよ。だからこそ大きな補助金なり、そういうものを出して行って、例えば6,000人未満のときには何人とか、6,000人以上お年寄りがある場合には何人以上職員ちゅうか、いろいろ、介護福祉士とかいろんな資格を持つてる人たちをしっかりと確保しなさいということを12月の議会で、恐らく皆さんも御存じだろうと思うんですけど、条例を定めて来てると思うんですね。その条例は、委託してもその条例はしっかりと生きてきてるわけですよ。

だから、人数がいれば、やっぱりそれをちゃんと確保しなければならないという部分がありますので、役場内にあることで利便性というのがどう図れるのかっていうところが非常に説明がなかったと思うんですね。というのは、役場が平日空いているときには利便性がありますよ。しかし、情報は確かに役場のほうからいただくような個人情報これが、かなり個人情報保護に絡みもしますし、いろんな絡みがあると思うんです。だから、その情報をもらうことについてはある程度、法的なクリアっていうのは確かに健康福祉課でしていると思うんですけども、包括支援センターでは、やはりいろんなときにいろんな対応が

しっかりとできるというところが支援相談員みたいなところもありますから、その中でしっかりとお年寄りに対して介護保険の、要するに介護認定を受けない、前の人たちというのもしっかりとその中でフォローしていく仕組みができてるわけですね。それをやはり役場の中に施設を置くことによって、どうしてもみんなは役場と同じように運営されているというふうに思えば、土曜と日曜、もちろん来ませんわね。誰も相談に来ませんわ。

だから、そういうときに包括支援センター、基幹支援センターがここにありますが、社会福祉協議会に委託してますよということを明確にするためのものっていうのが、どういふふうに図られるのかということ、私は特別委員会の中でも担当課に質疑をしてきたと思うんですね。

だから、やはりこれだけの2億円ぐらいのお金をかけて、庁舎の別館が建設されるわけですから、例えばの話ですよ、私の家じゃなくてほかの人の家を建ててあげるといふことにもなりかねないわけですよ。でも、それには明確な理由と明確なものがないと、これだけのお金を使うっていうことにはならないわけですよ。

だから、そのところをしっかりと審査の中でしていかないと、恐らく住民の皆さんから、ああ、あれは高鍋町のものじゃないんだね、高鍋町が運営しているのではないんだねということが、しっかりと理解していただくための1つ、大事なことがあるわけですよ。

防災センターも建てられましたよね。この防災センターは高鍋町がしっかりとやってますよね。だから、いろんなものも、備品も入れてますしいろんなこともしてますよね。運営はもう高鍋町がしてるっていうことはわかってるから、災害時には職員が即対応しますよね。でも、包括支援センターも基幹支援センターについても、これ社会福祉協議会に委託をしている事業だから、それをしっかりとわかるような、理解していただけるような内容で、建設の目的とか概要をしっかりと説明していただかなければ、利便性だけで、利便がいいから、自分の敷地内に、自分の娘に面倒見てもらいたいからといって娘の建設費出せますか。出せないでしょう。普通は出さないでしょう。借金をするのは子供たちだから、やっぱりそういうことを我が家に置きかえて考えたときには、そこには明確な説明が必要になるわけですよ。建設費を出すときには、明確な説明なるもの。

例えば、私たちが個人で建てた場合には、しっかりと贈与税も含めてお金をやったときには、自分たちが建設した場合には、贈与税も含めて全部かかるわけですよ。公的な機関であれば、じゃあ、そういうのがなくていいのか。利用するだけ。普通だったら利用するだけだったら、普通だったら家賃を取るとかいろんな方法がありますよね。高鍋の庁舎内でも家賃を取ってるところ、ありますよね。ほかの別団体が入ってるところ、家賃取ってますよね。なぜ家賃を取らないのかとか、そういう疑問がなかった。家賃を取らないのかという疑問なんかもなかったみたいですので、じゃあ家賃を取らないとしたらなぜとらないのかというところまで深く審査をしていかないと、そこがやっぱり常任委員会の一番大きな役割なんですよ。

だから、明確に、住民に、明確にあれば別組織ですよと、別団体が借りるんですよ。で

も、そのためには目的外使用ではないというところをしっかりと明確に常任委員会の中で審査をしていかないと、今、例えば執行部が答えたくても答えられないわけです。違います。ちゃんと目的も言いました、何も言いましたっておっしゃるかもしれませんが、審査の中で、これは委員長に対する大綱質疑ですからね。総括質疑の中で私が言ってるわけではないですから。ですから、委員会の中で十分その辺も審査をされたいという認識を持って、こっちは大綱質疑を行ってるわけですよ。

だから、委員さんが気がつかなかったのであれば、それはそれでもやむを得ない部分もあります。しかし、納得をしていただけないですかねとおっしゃると、もうそれで納得するしかないという部分があると思うんです。だから、そこ辺のところをどういうふうに審査されましたかというところを、私も特別委員会でもっと聞けばよかったんですけど、そして総括質疑でもっと聞けばよかったんですけど、大変申しわけなかったんですが、やはりそのことについては私もちょっと認知度が低かったというふうに私も反省をしておりますけれども。

委員長が先ほど、要するにあそこにあることによって利便性があるということでしたので、あとは、またおいおい、ここ1年間で聞いていながら建設があればやっていきたいと思えます。

それから、町史編纂事業については、全体の冊数とかはもうわかってるんですよ。最初、町史編纂の問題でこれだけ印刷します、これだけ部数を配付、そして、長年やっていなかったことによってこれだけ費用がかさむんだということも説明がずっとあります。

だけど、今年度までの予定ですので、もうどこまで進んできたのかなって、もうまとめる段階まで入って来てるのか、それともまだまだ調査中なのかと。どれぐらいで、例えばことしの9月なら9月ぐらいまでにある程度の、要するにどれぐらいに原稿を入れて、一応、修正もしていかなければならないと思えますし、まさか3月に原稿を入れるちゅうことは絶対ないと思えますので、基本的に。あとどれぐらい、例えばあと半年ぐらいで原稿が要するに入稿できるような状況になるのかということ、ここ1年間の流れをちょっと聞きたかった部分があったもんですから、委員会でそのことを聞かれていないのであれば、聞いていないということでお答え願えればよろしいかなというふうに思います。

○議長（永友 良和） 委員長。

○総務環境常任委員会委員長（八代 輝幸君） 大変申しわけありませんでした。おっしゃるとおり、そこまで突っ込んだ質疑はしておりません。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

以上で、総務環境常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、青木善明議員。

○産業建設常任委員会委員長（青木 善明君） おはようございます。

平成27年第1回高鍋町議会定例会において、産業建設常任委員会に付託されました議案は、議案第19号小丸河川敷広場多目的施設の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第20号高鍋町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について、議案第21号平成27年度高鍋町一般会計予算中、関係部分についての3件であります。その審査と経過及び結果について御報告いたします。

日時は3月13日、17日、18日、19日の4日間、第3委員会室において産業建設常任委員全員が出席し、執行当局に担当課、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

現地調査は建設管理課関係では宮越排水樋管、産業振興課関係では羽根田排水路、上下水道課関係では都市下水道3カ所、社会教育課関係では小丸河川敷広場多目的施設を調査しました。

初めに議案第19号小丸河川敷広場多目的施設の設置及び管理に関する条例の制定について、社会教育課より地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、多目的施設の設置及び管理に関して必要な事項を定めることを目的とするために条例の制定するとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、行為の制限に近隣住民の迷惑となる行為とあるが、苦情が出て来たときに処理するののかの問いに、その都度対応していくとの答弁でした。

また、トイレの管理委託はどこに委託をするののかの問いに、見積もり競争入札になるとの答弁でした。

さらに、利用団体に施設利用についての説明は考えているかの問いに、随時説明はしていきたいとの答弁でした。

委員より、町外者のためにトイレの案内看板設置を考えているののかの問いに、河川法により構築物が設置できないことになっている。主催者を通して口頭案内を考えているが、検討したいとの答弁でした。

委員より、多目的施設敷地の一部占用とはの問いに、工作物に関して言えば電柱とか鉄塔などを設置する場合との答弁でした。

質疑が終わり、複数の委員より施設案内の看板設置については強く要望するとの意見があり、討論はなく、採決に入り、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に議案第20号高鍋町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について、建設管理課より宮越樋管に十分な内水排除を行うための排水機場を設置するための条件整備として、県道石河内高城高鍋線から宮越樋管に係る上江1号雨水幹線の延長406メートルを所管がえして準用河川として指定し、管理するため、河川法の規定に基づき、河川管理上必要とされる技術的基準を定める条例を制定するとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、所管がえ後の部分の対応について、早急に地域住民への説明及び地域住民からの署名などで国に早期工事建設を要請してはの問いに、そのように検討していきたいと

の答弁でした。

委員より、幅員に変更はないのかの問いに、現況のままとの答弁でした。

また、塩田川周辺の対策はの問いに、県に要望していきたいとの答弁でした。

質疑が終わり、討論はなく採決に入り、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号平成27年度高鍋町一般会計予算中関係部分について。

初めに、農業委員会です。歳入の主なものは、農業費補助金の農業委員会等交付金、機構集積支援事業補助金で、農業費受託事業収入として農業者年金業務委託金などを計上している。

歳出の主なものは、農業委員13名、農地相談員1名の報酬、職員の給料など、事務補助、パートの賃金、報償費は農地利用調査謝礼、旅費では農業委員による視察研修費、役務費では農地利用意向調査費の郵便料、切手代との説明を受け、質疑を行いました。

委員より、農地あっせん委員会予算の内訳についての問いに、1回につき2,500円支給の農業委員2名分で、回数は10回との答弁でした。

委員より、高鍋町農業後継者結婚相談連絡協議会予算についての問いに、この協議会は高鍋町及び児湯農業協同組合などの負担金、その他収入により別途会計として後継者の結婚相談、仲介等を行うことを目的とし、昭和61年に発足した。会員は5年間を限度とした年会費2,000円を納入し、要綱に基づき祝い金が支給されるが、実績はあまり上がっていないとの答弁でした。

委員より、農地利用意向調査件数についての問いに、約700件を予定しているとの答弁でした。

次に、上下水道課では、土木費のうち都市下水路費と公共下水道費について説明を受け、質疑を行いました。

委員より、都市下水路はいくつあるのかとの問いに、下火月3,310.5メートル、萩原748.5メートル、上江3,109メートルで、合計7,174メートルの3路線あるとの答弁でした。また条例により、年1回浚渫することになっているが、住民の要望等は、調査する時期はの問いに、住民要望もあり調査時期は台風前の時期か渇水期に調査するとの答弁でした。

委員より、都市下水路の暗渠部分の調査、浚渫についての問いに、現況はマンホールのふたを開けて目視する程度との答弁でしたが、検討課題ではあるとのことでした。

次に、建設管理課です。歳入の主なものは、高鍋駅前駐輪場の使用料、九電、NTTからの道路占用料、公営住宅の使用料、国庫補助金では社会資本整備総合交付金事業55%補助で、東光寺鬼ヶ久保線などの整備、公園整備事業費補助金は町営野球場の整備で、住宅費補助金は持田団地の公営住宅家賃低廉化事業45%補助で、国庫支出金の土木費委託金は小丸川・宮田川水系の国交省管轄11カ所の水門操作委託金で、県補助金は木造住宅耐震診断、耐震改修工事費で、県支出金の土木委託費は切原川・宮田川陸閘水門の県管轄10カ所の水門操作委託金との説明がありました。

歳出の主なものは、商工費では高鍋駅前駐車場の管理費です。土木費のうち土木管理費では里道改修舗装、また建築物耐震改修等事業補助金は、耐震診断10件、耐震改修5件との説明でした。道路橋りょう費の道路維持費は、車止め設置工事、町道側溝浚渫工事、側溝布設がえ工事などで、道路新設改良費の町単独道路改良費は5カ所の工事請負費との説明でした。

社会資本整備総合交付金事業の委託料は、橋梁修繕設計3カ所、橋梁点検30カ所、東光寺鬼ヶ久保線の補償調査で、工事請負費は6カ所、公有財産購入費と補償補填及び賠償金は東光寺鬼ヶ久保線との説明でした。

河川費では、水門操作委託は建設業協会高鍋支部に、脇地区急傾斜崩壊対策事業負担金は県の工事の10%との説明でした。

都市計画費の公園建設費は、蚊口浜海浜公園の枯れ松の抜根及び整地工事を行い、景観費では従来の絵画コンクール・写真コンテスト費用と、27年度から新しく創設した景観賞に伴う費用との説明でした。

住宅管理費では、石原団地に新しく消火器を設置するとの説明でした。また、工事等については地図を見ながら場所の確認を行い、そのほか災害復旧費の説明を受け、質疑を行いました。

委員より、商工費の自転車廃棄手数料について、年間廃棄数はの問いに、年間20台ぐらいとの答弁でした。

委員より、国県の水門操作委託金の歳入基準について、また県に対して委託金の増額は要求しているのかの問いに、歳入基準は国県それぞれで、県はこれで頭打ち状態で要求はしていない。国は積算基礎の労務の設計単価が上がれば、自動的に上げてくるとの答弁でした。

また、道路等環境整備嘱託員の成果についての問いに、22年度から導入しているが、道路などの苦情が少なくなってきたとの答弁でした。

次に、土木総務費、役務費の漂流物運搬手数料についての問いに、高鍋沖で船舶等の漂流物があった場合は、町で対応することになっているための予算で、現在、蚊口浜海水浴場に保管してある漂流小型船舶を産業廃棄物として処理する予定との答弁でした。

委員より、公園管理について環境の面からも柵があるところは樹木撤去について再考してはの問いに、検討していきたいとの答弁でした。

委員より、町と委託地区公民館と事前に意見交換を集約してはの問いに、そのようにしていきたいとの答弁でした。

また、舞鶴公園の樹木伐採についての地盤調査と石原街区公園の樹木等を調査し、利用しやすい児童公園にするべきではないかとの意見がありました。さらに、今後の町全体の景観確立のために、景観アドバイザーを配置し、活用したらの問いに、検討していきたいとの答弁でした。

委員より、東光寺鬼ヶ久保線の用地買収について、相続が困難で確定できない場合、行

政代執行するののかの問いに、今のところ確定できないことは想定していないとの答弁でした。

次に、産業振興課です。まず、歳入の県補助金では、多面的機能支払事業の推進交付金と多面的機能支払交付金補助金、経営体育成補助金、青年就農給付金、農業基盤整備促進事業補助金、有害鳥獣捕獲班活動支援事業補助金などが上げられる。委託金は小並埋却地分の埋却地再生整備事業委託金、松くい虫薬剤防除事業委託金が主である。諸収入では交流ターミナル運営資金貸付金元金収入、口蹄疫復興ファンド事業助成金などについて説明がありました。歳出では、農業総務費で職員12名分の給料や職員手当・共済費などが上げられる。農業振興費はみやざき特産野菜価格安定対策事業負担金、環境保全型農業育成支援事業補助金などである。新生産調整対策事業費は、高鍋町緊急生産調整対策推進事業補助金などが主で、畜産業費は小並埋却場の埋却地再生整備工事が主である。次に、農地費は羽根田排水路かさ上げ新規工事、一ツ瀬川土地改良事業公共施設事業負担金、尾鈴地区土地改良事業国営事業負担金、一ツ瀬川営農飲雑用水事業費、一ツ瀬川地区基幹水利施設管理事業費、国土調査費などが上げられる。地域振興費は残留農薬調査費が主で、農村施設費は防災ダム費、交流施設費、農村公園管理費などの経費で、口蹄疫ファンド支援事業費は花守山整備事業補助金などで最終年度になるとの説明を受けました。

次に、農政企画費は、経営体育成補助金や農村イベント開催費補助金などが主である。林業総務費は有害鳥獣捕獲班活動支援事業補助金や野生鳥獣被害防止対策事業補助金などが上げられる。林業振興費は、主に松くい虫薬剤防除、薬剤樹幹注入委託などである。水産業振興費はアユ、サザエ、アワビの小丸川魚種放流委託が主である。また、商工業振興費については商店街にぎわい創生事業補助金、まちなかチャレンジショップ事業補助金、商店街まちなみ景観形成事業補助金、中小企業預託貸付金などが上げられる。

次に、観光費は高鍋町観光協会補助金が主で、その他キャンプ用品としてテント10張、放送設備一式を購入、その他、農地災害復旧費、農業用施設災害復旧費の説明を受け、質疑に入りました。

委員より、米政策転換推進事業補助金のWCS用ラップについて補助対象者はどの問いに、町内農家がつくった飼料稲を収穫・調整する役目としてし7年前に四、五人で立ち上げた団体で、現在、町内農家30人から40人がつくった飼料稲40ヘクタールほどの収穫・調整の受託作業をしているとの答弁でした。

次に、肥育素牛導入緊急対策事業補助金について5,000円を2万円にアップした理由はどの問いに、平成26年4月からスタートした事業であるが、価格の高騰が続いている子牛を少しでも買いやすくするために価格アップした。近隣も2万円の補助であり、農家の要望に答えたいとの答弁でした。また、今までメス牛を導入したり口蹄疫以降に支援してきた成果はどの問いに、7割程度の復興率に加え、牛肉の品質も上がっているとの答弁でした。

次に、羽根田排水路浚渫工事について、浚渫すればかさ上げは必要ないのではないかと

の問いに、今回、羽根田排水路のかさ上げ工事と浚渫工事を行う予定であるが、浚渫は排水路管理の面から必要であり、かさ上げは昨年6月のゲリラ豪雨による越流に対処するもので、流域計算を行い、10年確立の降雨強度をもとにかさ上げの高さを決定したものと答弁でした。

また、小丸川土地改良区各水利組合事業補助の中で広谷水利権更新とあるが、具体的な内容はどの問いに、小丸川から広谷用水路に、農業用水を取水するための水利権を更新するもので、費用負担は面積割で算定されており、高鍋町4割、木城町6割となっているとの答弁でした。

次に、国土調査の地籍図修正業務について予算計上されているが、現在も行っているのかとの問いに、持田公民館付近の字界にかかる地籍図の訂正が1件あるためとの答弁でした。

次に、残留農薬調査費が計上されているが、まだ残留農薬が検出されているのか、どこに残留農薬を調査するのかの問いに、めいりんの里に出荷されている野菜類の残留農薬調査を年3回行っているもので、残留農薬が検出されたことはないとの答弁でした。

また、鉱山保安管理業務とは、主にどのようなものなのかとの問いに、株式会社ミンガスに委託し、天然ガス施設の保安管理業務を行うもので、具体的な内容としては天然ガスの濃度調査、機器点検等であるとの答弁でした。

さらに、温泉施設周辺のり面改修工事について、現場の状況からこの予算で足りるのかとの問いに、予算の範囲内で工法を検討していきたいとの答弁でした。

次に、養魚場跡地測量委託について跡地利用はどのように考えているのかとの問いに、利用計画を検討するに当たって、まず基礎となる平面図を作成するためのものである。まだ、具体的に決まった利用法はないが、周辺の四季彩のむら、高鍋湿原、高鍋温泉といった周辺環境との整合の取れたものとして生かしていきたいとの答弁でした。

次に、青年就農給付金の状況はどの問いに、現在4年間続いており、今年度も継続5人、新規3人を計上しているとの答弁でした。

次に、有害鳥獣対策の予算が計上されているが、有害鳥獣はふえているのかとの問いに、25年度はイノシシ、シカがふえてその被害が報告されていたが、26年度は前年に比較するとそこまでの被害報告は上がっていないとの答弁でした。

次に、高鍋町観光協会補助金が予算化されているが、観光協会の人件費はどれくらい見ているのかとの問いに、町の臨時職員2名分相当額であるとの答弁でした。

委員より、一ツ瀬川土地改良事業国営未施工地区償還貸付金元金収入について、名目は貸付金となっているが、本質は分担金であり、強制徴収権があるのではないかと。一ツ瀬川土地改良区に黒字が出ているのであれば、貸付金の回収ができるのではないかと指摘がありました。

また、めいりんの家の経営状況について、毎月10万円の返済に切りかわったが、26年度の計算書上で赤字ということであれば返済は難しいのではないかと、地方自治法施

行令第171条の4項を適用する必要があるのではないかとの指摘がありました。

委員より、まちなかチャレンジショップ事業補助金と商店街まちなみ景観形成事業補助金が計上されているが、これはいつまで続ける考えなのかとの問いに、現在のところ継続の予定であるとの答弁でした。

質疑が終わり、反対討論があり採決に入り、賛成少数で否決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

○議長（永友 良和） 以上で、産業建設常任委員長報告を終わります。

これから1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第19号小丸河川敷広場多目的施設の設置及び管理に関する条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第20号高鍋町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第21号平成27年度高鍋町一般会計予算中、関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

ここで、しばらく休憩いたしたいと思います。11時20分より再開いたします。

午前11時12分休憩

.....

午前11時20分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

続いて、文教福祉常任委員長報告を求めます。委員長、津曲牧子議員。

○文教福祉常任委員会委員長（津曲 牧子君） 平成27年第1回高鍋町議会定例会において、文教福祉常任委員会に付託されました議案は、議案第11号高鍋町乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について、議案第12号高鍋町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について、議案第14号高鍋町子どものための教育・保育給付の支給認定に関する条例の制定について、議案第15号高鍋町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定について、議案第16号高鍋町保育所条例の制定について、議案第21号平成27年度高鍋町一般会計予算中関係部分についてです。

その審査の経過及び結果について御報告いたします。

なお、報告につきましては審査部分の全ての報告ではなく、主な部分の審査報告といた

します。

日時は3月13日から19日までの4日間、第4委員会室にて文教福祉常任委員全員が出席し、執行当局に担当課、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

また、調査においては18日に町営野球場得点掲示板と総合運動公園のパーゴラの視察を行いました。

議案第11号高鍋町乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正についてです。本条例の改正については、現在、小学校就学前、6歳未満の乳幼児にかかる医療費に対して助成しているものを、小学校卒業の12歳までの児童にするための改正であり、名称も高鍋町子ども医療費助成に関する条例に変更し、実施については平成27年10月1日であるとの説明でした。

また、保護者の負担に関して、小学校就学前の乳幼児については、これまでどおりひと月1診療科目350円、拡充される小学生についてはひと月1診療科目1,000円となり、他の医療費助成制度の対象となる小学生については、償還払いにはなるがひと月の保護者負担が1,000円となることから、その医療費助成制度、ひとり親家庭医療費助成制度、重度心身障害者医療費助成制度を優先してもらおうとの説明でした。

委員より、償還払いになるのかとの問いに、診療翌月20日までに医療機関の領収証を添付して申請してもらうが、現状においては半年分、1年分をまとめて申請されている方もいるとのことでした。

財源について委員より、地方創生の事業になるのかとの問いに、27年度においては地方創生先行型の補助により賄うとの答弁でした。

実施の時期について委員より、10月開始の理由についての問いがあり、医療関係への周知と改正にかかるシステム変更、住民へのPRなどで期間を要するとの答弁でした。

以上、全ての質疑が終わり、討論はなく採決に入り、委員賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第12号高鍋町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について。この条例の改正については、法律の名称が変わったことによるものとの説明でした。

委員より、内容の変更はあるのかとの問いに、ないとの答えです。

以上、全ての質疑が終わり、討論はなく採決に入り、委員賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第14号高鍋町子どものための教育・保育給付の支給認定に関する条例の制定について。この条例は子ども・子育て支援法の施行に伴い、子どものための教育・保育給付の支給認定に係る事項を定めるための条例制定であるとの説明でした。新制度において、子どもが幼稚園、認定こども園、保育所を利用するためには、教育・保育給付のため1号、2号、3号の区分の認定を受けることとなっている。教育・保育給付とは、認定された区分に応じ、教育・保育に係る費用を給付することを言い、この給付は各幼稚園・認定こ

も園・保育所に給付されるとのことでした。

委員より、待機児童についての質疑があり、昨年夏以降、3歳未満の待機児童がいるとの答弁でした。また、虐待やDVについての質疑では、ネグレクトなどの例があるとの答弁でした。

以上、全ての質疑が終わり、討論はなく、採決に入り、委員賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第15号高鍋町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定について。この条例は子ども・子育て支援新制度が始まることにより、幼稚園・認定こども園・保育所の利用料を定めるものです。新制度になり利用料の算定方式が所得税から住民税に変更され、階層区分も17段階から13段階に変更され、利用料は最も利用者が多い階層区分、年収350万円程度を中心に見直しを行い、子育て世代の経済的負担軽減を図るために利用料を減額したとの説明がありました。

また、幼稚園の教育標準時間を利用する人についても、町が利用料金を設定することになりました。

このことにより、全体で新たに4,139万8,000円の財政負担増になるとの説明がありました。

委員より、目的を問われ、子育て世代の経済的負担を軽減することによる子育て支援、少子化対策であるとのことでした。また、出生者数は出産年齢の女性人口が減少しているため、5年平均で200人から昨年は179人と減少しているとの答弁がありました。

以上、全ての質疑が終わり、討論はなく採決に入り、委員賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第16号高鍋町保育所条例の制定について。今までの条例に保育料、時間外保育、一時預かり保育の規定、負担額を新たに定めるものとの説明でした。

委員より、一時預かりの人数はとの問いに、年間延べ200人が利用しているとの答えでした。

以上、全ての質疑が終わり、討論はなく採決に入り、委員賛成全員で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第21号平成27年度高鍋町一般会計予算中、まず教育総務課関係では、特別支援教育就学奨励費補助金は、特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担軽減のために国が補助するもので、事務局費は東西小学5年生による姉妹都市交流事業に係る予算で、児童10名と引率者3名が米沢市を訪れ交流を深めるもので、12月に3泊4日の訪問を予定しているとの説明でした。

学校管理費は国の学校施設環境改善交付金を活用し、東小学校の公共下水道接続工事、地震の際に落下の危険性がある西小学校体育館のつり天井を防災機能強化のためネット工法による対策工事を行うとの説明、東西中学校校舎では、航空機の騒音対策のための校舎外壁等改修工事、東小学校教育環境整備事業は第4棟トイレ、来客・職員用トイレの改修、

西中学校の高木伐採業務委託などの説明がありました。

教育振興費では、東西中学校新2年生の学級数を1年生のときと同じ級数で維持するため、町費負担で非常勤講師を各1名ずつ配置するもの、問題を抱える子ども等の自立支援事業費では、適応指導教室運営として相談員1名を雇用し、不登校傾向にある児童生徒に、学校支援や学校生活復帰までの適応指導を行うための事業であるとの説明がありました。

質疑に入り、委員より、姉妹都市交流の参加者の選定方法について聞かれ、当該学年で公募し、多数の場合は作文や面接を行い決定している、との説明でした。

また、委員より、西中の高木伐採の業者選定の方法について質疑があり、入札によるものとの答弁でした。

委員より、問題を抱える子ども等の自立支援事業について質疑があり、中央公民館2階のなでしこルームで相談員が指導を行っているとの答弁でした。

次に、社会教育課関係です。社会教育総務費の自治公民館運営補助金は、各自治公民館に世帯数割、敬老人口割、小中学生人口割、その他で配分をしているとの説明で、公民館費の備品購入はプロジェクターを購入予定しているとのこと。図書費の古文書整理事業賃金委託料は、古文書のデータ化のために職員1名分の予算を計上しているとの説明がありました。

次に、新規事業の図書館開館60周年記念行事は、講師謝礼を計上、また講演会を予定しており、そのほかいろいろなイベントを計画しているとの説明でした。

文化財保護費の町内遺跡発掘調査費は、高鍋大師に向かう車道の離合場所、町道の東光寺鬼ヶ久保線の新設する道路予定地、また市の山の民間開発場所の計3カ所の発掘調査費を計上しているとの説明でした。

次に、古墳・標柱、看板整備費は草刈り、樹木伐採の委託料であり、高鍋湿原費は高鍋湿原が時期により乾燥することから、乾燥時に池から水をポンプアップできる発電機を購入するため、予算計上しているとの説明がありました。

次に、体育費です。保健体育費、総務費の朝倉市スポーツ少年団姉妹都市交流は2年に1度の朝倉市スポーツ少年団との交流のための予算であり、本年度は朝倉市を訪問することになっているとの説明でした。

体育施設費の総合体育館音響設備改修工事については、音響設備が20年以上経過していることから、不具合が生じている。また、音響設備の交換部品がないことから、新たに音響設備の予算を計上しているなどの説明がありました。

質疑に移り、学校支援地域本部事業について、委員より、現在の人数はどの問いに、登録者数は約300人であるとの答弁でした。

次に、家老屋敷費についてです。委員より、家老屋敷屋根改修はどのようになるのかとの問いに、2年計画で1年目はカヤの収集を行い、2年目に整備を行うとの答弁がありました。

美術館の企画展示事業について、委員より、企画展示事業の内容はどの問いに、特別展

として相田みつを展など、5つの企画展を計画しているとの答弁、また委員より、相田みつを展開催時期についての問いに、夏休み期間で1カ月半の開催を考えているとの答弁がありました。

次に、委員より、姉妹都市交流について何名を予定しているのかとの問いに、40名を予定している。各少年団に募集をかけ、公平になるよう配分する予定である。

また委員より、交流内容はとの問いに、本年度は朝倉市担当のため未定であるが、当町が担当した年度ではドッジビーやサーフィンなどを行い、交流を深めることができたとの答弁でした。

次に、野球場得点掲示板改修工事について、委員より工事内容はとの問いに、バックスクリーンの横、レフト側に新設する予定である。また球場は工事中のときも使用してもらうため、完成まで旧掲示板はそのまま使用し、完成後に旧掲示板を撤去する予定であるとの答弁です。また、新設の掲示板は電光掲示板を予定しており、放送席から操作ができるとの説明がありました。

また、高鍋総合運動公園のパーゴラ改修工事も掲示板設置同様、公園長寿命化計画に基づき行うとの説明を受けております。

続いて、町民生活課です。国庫支出金の民生費委託金は、国民年金事務取扱交付金です。歳出は国民年金事務費の給料、共済費は職員1名分の人件費。一般事務雇用の賃金、コピー用紙、トナー等の消耗品と保守点検手数料との説明でした。

委員より、年金事務内容はとの問いに、年金資格の取得喪失、免除申請、年金受給申請、亡くなった方の未支給請求手続き等で、窓口の1日当たりの取り扱い件数は平均して10件程度、役場町民生活課を利用される理由については、手続きに戸籍や住民票が必要であるときに同じ場所で一度に受け付けが終了するためとの答えでした。

最後に、健康福祉課についてです。民生費の老人福祉費は後期高齢者医療会計繰出金及びシルバー人材センター補助金の増額によるものです。障害福祉費の新規事業は自発的活動支援事業、また訪問入浴事業などは地域で生活する障害のある人に、実情に応じてサービスを提供するための事業との説明でした。

ちなみに、訪問入浴事業は3名を予定しているとのことでした。

次に、児童措置費は小学校就学前子供の教育や保育が新たな制度で教育・保育給付として実施されることとなり、これまで保育所運営事業に加え、幼稚園や認定こども園に対しての運営費等の給付が始まることによる増額です。

地域子ども・子育て支援事業です。子育て支援センター事業として石井記念友愛社、につきん保育園に補助するものです。また、時間外保育事業は私立認可保育所6園において実施される時間外保育事業に対する補助、一時預かり事業は私立認可保育所及び幼稚園等において実施される一時預かり事業に対する補助であるとの説明を受けてます。

児童措置費の病児・病後児保育事業は、ももの木保育園で実施する病後児保育事業に対する補助であるとの説明で、周知するためにももの木保育園のパンフレットを示しての説

明がありました。

児童福祉施設費です。臨床心理士による定期訪問指導事業は、わかば保育園に入所する児童を臨床心理士に定期的に観察してもらい、子供たちへの適切な支援のあり方についての助言、また保護者の相談に対しての助言を行う事業であるとの説明でした。

健康増進事業費、備品購入費は、健康づくりセンターの公用車の部品が現在、製造されておらず、交換できない状態であるため、買いかえるとの説明がありました。

健康づくりセンター費、委託料は、プール施設運営管理運營業務委託先がプロポーザル方式によりイーストリバーに変更になったとの説明を受けております。

委員より、今までの職員は継続して働くのかとの問いに、継続して働くとの答弁で、また委員より、営業内容の変更はあるのかとの問いに、当然変更はあると考えています。委託先も考えがあるとのことで聞いているので、今度を楽しみにしているとの答弁でした。また、委託期間は3年間であるとの説明でした。

また、委員より質疑で、認定こども園に移行の幼稚園はどこかとの問いに、高鍋聖母カトリック幼稚園である。移行を認定するに当たり、給食室の整備のための補助を行うとの説明でした。

委員より、病後児は何名を想定しているのかとの問いに、定員3名、連続して7日間以内と想定しているとの答弁、また委員より、在園児・外で金額に違いがあるのかとの問いに、給食を出すことになるので、費用に違いは出るとの答弁でありました。

以上、全ての質疑が終わり、討論はなく採決に入り、委員賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

○議長（永友 良和） 以上で、文教福祉常任委員長報告を終わります。

これから1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第11号高鍋町乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第12号高鍋町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第14号高鍋町子どものための教育・保育給付の支給認定に関する条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第15号高鍋町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する

条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第16号高鍋町保育所条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第21号平成27年度高鍋町一般会計予算中、関係部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を終わります。

失礼しました。議案第21号に対して質疑があるようです。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 3点ほど質疑をさせて、大綱質疑をさせていただきたいと思えます。

自発的活動支援事業が組まれておりますけれども、具体的にはどのような事業でどのような効果があるのか。どのように審査されてるのか、お伺いします。

また、総括質疑でも行いましたけれども、病児・病後児保育について、園からの申し出がありその後、改修のため延期されたいきさつがありますけれども、具体的にはどのような方向性で行うのか。先ほど説明をされましたけれども、それは病後児保育についてのみの問題でしたので、病児保育についてはどういうふうな方向性があるのかということの詳細を説明をお願いしたいと思います。

3番目に、黒水邸の屋根改修が行われ、2年計画ということでしたが、歳入もわずかですし、あそこ自体、黒水邸に行かれる方自身もわずかですし、意義があまり見当たらないんですね。当初、黒水邸については、家老屋敷に馬小屋が存在するのは非常に珍しいということで始められた計画なんです。馬小屋は実際、存在はしておりません。このことは私は再三にわたり述べてきましたけれども、議員の皆さんも御存じのとおりだと思います。その問題の解決が図られないのに、改修するとなると、またまた先送りになりますし、カヤぶきとなるとまた何年か後には必要となりますし、そのことについては十分な審査が行われたのでしょうか。もし、やられていないとしたら大変困った事態になります。

○議長（永友 良和） 津曲委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（津曲 牧子君） まず、自発的活動支援事業についてですが、この自発的活動支援事業の事業内容につきましては、障害者等やその家族がお互いの悩みを共有し、気軽にその情報交換をしながら、そういう情報も交換しながら、また情報も提供するような、できる場を提供することで、障害者等やその家族による地域における自発的な活動を推進し、そして地域で自立した日常生活なり社会生活が営めるよう、支援する

という内容です。

また、その効果としましては、いわゆるグリーゾーンと言われる子供やその親の困りごとについて、当事者が相談に乗ることで気軽に相談できる体制づくりをし、子育てだけでなく生活全般において本人や親への支援や、また助言を行うことができるという効果を見込んであります。

続きまして、ももの木保育園の病後児保育に関するの質疑の答えをいたします。

ももの木保育園の病後児保育整備事業につきまして、工事変更がありましたことから来年度への完成になっております。病気回復時で集団保育が困難なとき、家族の仕事等で保育ができない場合に利用できる施設となっています。対象者は小学校3年生までできることとなっています。

続きまして、家老屋敷黒水邸の御質問ですが、まず、黒水邸カヤぶき屋根の改修につきまして意義が見当たらないということなのですが、この家老屋敷黒水邸は、町の指定文化財でもあり、この現在の形のまま後世に残すことに意義があるということで、委員会の中ではそういう説明がありました。

また、馬小屋が存在しないということですが、この馬小屋に関しては委員会では特別に審査は行われませんでした。馬小屋は復元することは可能であるとの担当課の説明がありました。

○議長（永友 良和） 委員長、よろしいですか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 何か答弁が終わったようですので。

私、今、ちょっとびっくりしたんですけど、馬小屋の復元が図られるんだったら何で今まで放置してたんですかっていう質疑が当然、出たんじゃないかなと思うんですけど、委員会の審査の過程だから、言ったんですか、言ってないでしょう。そういうこと言えるはずないじゃないですか、今まで全然してきてないのに。

私がお願いしたかったのは、例えば障害者の、先ほど1番目から順番に言いますけれど、情報交換のできる場をと、自立した、要するに自立して生きられる、そういうために相談をすると。そういう場所を設けていくと。でも、委員長は御存じないかもしれませんが、障害者にはいろんな障害者の団体が本当にたくさんあります。それぞれ障害の度合いによって集まってる団体の年齢層も違いますし、いろんなことも違うんですね。

その中で、なぜ私がいつも障害者の団体の方に、皆さんに異口同音に申し上げることは、なぜ障害者の団体がみんな一致してまとまらないんですかと。いつも私、申し上げるんですね。その理由は、みんなの力がまとまれば、もっと違った支援活動が行えるのにと。私、申し上げてきたんですよ。だから、今回、自発的支援活動というのが組まれているけれども、これがどれだけ一体、効果が生まれてくるのかというのは、かなり難しいというふうには私は思ってるんですよ。あまりに議員自身が実態を知らなさ過ぎるっていうのが、私は、ちょっとあったもんだから、これは質疑を行ったんです。いろんな団体に聞いてみてください。A団体、B団体、C団体、団体がいくつもあります。それも二、三名

でつくっているところとか、もう把握しきれないような状況っていうのがあるんですよ。

だから、健康福祉課では今までも再三、やはり障害者の団体が、いろんな基幹支援センターも含めて、一同にまとまってそれぞれ要求することは別かも知れないけれど、ちゃんとみんなの悩みを相談したりとか、そういうことをしながら生きていく、要するに自立して生きていく力をつけてほしいということで、今までいろんな意味で、条例も提案をしてきたし、そしてまた町営住宅だとか自立できていくように町営住宅の問題ちゅうのもちゃんと貸していけるように、ちゃんとそこは、ずっと執行部としてはやって来られてる部分があると思うんですよ。

しかし、その問題をやはり議員自身がある程度しっかりと把握しておかないと、自発的活動支援事業と言われても、なかなか理解できないという部分があると思うんですが、これは総括質疑でも私は聞いてはおりませんが、ただ、そこら辺のところは一体どういう審査内容があったのかっていうことを知らないと、非常に私は、先ほどの黒水邸の問題についても、私は再三言ってきましたよ、この問題は。大きな声で。馬小屋については。

ちょうど私が議員になったころでした、黒水邸のあそこ、2億円もかけて改修したんですから。そしてそのときに説明をされたのは、ここは馬小屋があるから、馬小屋があるから全国のいろんなところに比べてもいいんですよということを言われたんですよ。ところが、上のほうにトイレをつくるために、ある日突然、なくなってしまってたんです。改修する前に行ってみたときには、馬小屋がちゃんとあって、ここの馬小屋があるからこうなんですよとあれほど力説された馬小屋が、突然なくなってしまってた。びっくりしましたよ。だから、そういうことを私はずっと言ってきたと思います、議員になってから、皆さんに。

だから当然、今度黒水家老屋敷のこういった改修については、その辺のところのお話も恐らくしていただいたんじゃないかなと。いつかちゃんとつくっていただけるということですので、期待をして、委員会でそういうふうに答弁をされたようですので、期待をしていきたいと思いますが。

それから、病児・病後児、病後児保育についてはある程度、私も理解できますが、病児保育については名前がついてるから聞いているだけで、そのことについては何の議論もしなかったということであれば、それはそれで構わないと思うんですが、病児保育についてはかなり慎重にやらないと、やはりこれはいろんなお医者さんの問題とか、いろんな問題が加味してありますので、小学校3年生までということになると、やっぱりはやり病とか言って学校も休まないといけない。インフルエンザとかなると学校はもう必然的に休まないといけない、職場も休まないといけないわけですから、そういう状況のときに、じゃあ保護者への周知徹底っていうか、そういうふうなのをどういうふうに諮っていかれるのかなというのがちょっと気になったものですから、それを聞いたんですけれども、そのことについては議論をされなかったんですね。

○議長（永友 良和） 委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（津曲 牧子君） 自発的活動支援事業につきましては、今後、来年度の新規事業ですので、このような方向性を視野に入れて運営していきますとの説明がありました。

ももの木保育園の病児、その子供さんのことに関しては、委員会では審査をしておりませんでした。

○議長（永友 良和） 津曲委員長、よろしいですか。

○文教福祉常任委員会委員長（津曲 牧子君） 以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

以上で、文教福祉常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を全て終わります。

ここでしばらく休憩いたします。午後1時10分より再開いたします。

午前11時58分休憩

.....  
午後1時10分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第7号高鍋町課設置条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第7号高鍋町課設置条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号高鍋町行政手続条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第8号高鍋町行政手続条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第9号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

総括質疑でも行い、理由をお聞きしたところ、今のクラスを継続するため雇用するためと判明しました。子供が学習する環境はできるだけ子供の人数が少ないほうが望ましいと考えていますので、賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから議案第9号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第9号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第10号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

管理職部分については賛成できますが、春闘妥結額を見てもアップの方向です。確かに中小企業などは賃金アップは難しいとは思いますが、高鍋町の消費力アップのためにも職員給与引き下げには許されないことだと思います。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから議案第10号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数であります。したがって、議案第10号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号高鍋町乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第11号高鍋町乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

町長はお約束どおり子供の医療費の拡充を決定してくださいました。お隣の新富町では高校生までとなっていますが、一步ずつ前進することも悪くはありません。財政力に応じた支援を通して子育てしやすい環境づくりをあと一步前進していただくことを希望して、賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから議案第11号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第11号高鍋町乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号高鍋町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第12号高鍋町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号高鍋町子どものための教育・保育給付の支給認定に関する条例の制定について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第14号高鍋町子どものための教育・保育給付の支給認定に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号高鍋町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第15号高鍋町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号高鍋町保育所条例の制定について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第16号高鍋町保育所条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の

施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第17号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号教育長の勤務時間及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第18号教育長の勤務時間及び職務専念義務の特例に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号小丸河川敷広場多目的施設の設置及び管理に関する条例の制定について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第19号小丸河川敷広場多

目的施設の設置及び管理に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号高鍋町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第20号高鍋町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

準用河川にすることで小丸出口などの内水面の浸水被害が緩和されると考えます。国へ早急な対応をお願いして、賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから議案第20号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第20号高鍋町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号平成27年度高鍋町一般会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第21号平成27年度高鍋町一般会計予算について、反対の立場で討論を行います。

この中には、4月から必要な扶助費や認定こども園整備助成を初め、必要な予算が満載されております。

私は議員生活の中で初めて産業建設常任委員会に入らせていただきました。委員長報告などは聞いていて、ある程度の知識はあったと思っていましたが、住民の日々の生活に直結する案件が多かったことに非常に感心をいたしました。

しかし、文化面で美術館、家老屋敷、観光面や憩いの場所として四季彩のむらを初め、温泉など、今まで多くの資金を投入してきました。また、商業者支援やまちなか活性化を含む多くの事業を手掛け、これにも大きな資金を投入してきました。今年度が最終年度となる花守山整備計画も大まかな形が見えており、これも観光資源の1つとなる要素ではないかとの期待感がありますが、施設整備を行えば、その後の運営が一番大変です。どこをつくってもお荷物にしかならないというのでは、整備のため、業者だけが喜んだとしか思

えません。

黒水邸でもしかりです。当初から馬小屋がある家老屋敷は歴史的意味があると提案され、2億円もの資金を投入しましたが、訪れる人は少なく、本当にさみしい限りです。黒水邸の利用については、いろいろな提案をしてきましたが、火災がどうかいろいろな理由を並べて取り入れてこられませんでした。しかも、雨漏りなどを考えて補修する計画のようですが、これまたどのような使い道を考えてのことでしょうか。

申し上げればきりがありませんが、施設をつくるのは大きなお金を要しますが、維持管理費にも大きなお金を必要とします。今、地方自治体は資金難に陥っています。扶助費など、どうしても拠出しなければならないお金が大半をしめ、町長が計画、議員が提案しても、なかなか実現まで時間を要します。国もまた国債発行高は世界一、1人当たりの借金額は1,000万円をゆうに越してしまいました。

高鍋町は町債発行もできるだけ抑え、返済額もわずかではありますが減少しています。職員も条例定数よりはるかに少なく、必死で頑張っていることは評価できますが、あと一歩及ばずというところでしょうか。観光資源として四季彩のむら、湿原、温泉、RVパーク、花守山、舞鶴公園、美術館など、利用しやすいルートづくりや企画を期待したいと思います。きゃべつ畑のひまわり祭りは、観光資源として大きくクローズアップされていますが、民衆主導で行われたことが成功の秘訣だと私は考えます。

町民一人一人が輝けるまちづくりを期待して、反対の討論といたします。

○議長（永友 良和） ほかに反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。17番、緒方直樹議員。

○17番（緒方 直樹君） 議案第21号平成27年度高鍋町一般会計予算に対し、原案賛成の立場で討論をいたします。

現在の当町におかれている厳しい財政状況下にあっては、住民全てが満足する予算を編成することは不可能であるということは、どなたも理解するところであろうと存じます。

しかし、そのような中にあっても、町長が施政方針で述べられたように、次世代を担う人づくり、安全安心なまちづくり、元気なまちづくりの3つを重点施策として平成27年度の予算に十分取り込まれていると考えます。

事業を見ましても、入浴が困難な人への訪問入浴事業、幼稚園・認定こども園給付事業、病児・病後児保育事業、また災害に強いまちづくりとして災害時情報伝達体制の構築、避難所や避難時の整備、農業では環境に優しい農業を推進する環境保全型農業育成支援事業等々、新規事業も数多く含まれており、住民の皆さんの福祉向上のために欠かせない大事な、積極的な予算であると考えます。

また、職員の皆様のきめ細やかな配慮も十分になされている予算であると考えます。今後とも職員の皆さんのさらなる努力を期待し、本案に賛成の立場で討論といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから議案第21号を起立によって採決します。本案に対する総務環境常任委員長及び文教福祉常任委員長の報告は可決、産業建設常任委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数であります。したがって、議案第21号平成27年度高鍋町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

---

日程第15. 議案第13号

日程第16. 議案第22号

日程第17. 議案第23号

日程第18. 議案第24号

日程第19. 議案第25号

日程第20. 議案第26号

日程第21. 議案第27号

日程第22. 議案第28号

日程第23. 議案第29号

○議長（永友 良和） 日程第15、議案第13号高鍋町介護保険条例の一部改正についてから日程第23、議案第29号平成27年度高鍋町水道事業会計予算まで、以上9件を一括議題といたします。

本9件は特別会計等予算及び条例審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、緒方直樹議員。

○特別会計等予算及び条例審査特別委員会委員長（緒方 直樹君） 平成27年第1回高鍋町議会定例会において、特別委員会に付託されました議案は議案第13号、22号、23号、24号、25号、26号、27号、28号、29号、以上9件であります。特別委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査の日程は3月10日、11日、12日の3日間、審査は第3会議室にて行い、10日は議長を除く14名の委員出席のもとに、また11日、12日は議長を除く15名の委員出席のもとに執行当局に關係課長、各担当職員の出席を求め、本案に対する詳細説明を求め、慎重審議を行いました。

初めに、議案第13号高鍋町介護保険条例の一部改正についてであります。この一部改正は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が平成27年4月1日から施行されることに伴い、第1号被保険者の保険料率に関する基準が標準6段階から標準9段階に改正されたためであります。

委員より、介護給付費準備基金の取り崩しを6,000万円とした理由はとの問いに、現在、基金に1億8,000万円あるが、取り崩すとしても1カ月の給付費相当分である1億2,000万円を残し、6,000万円としたとの答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り討論なし、慎重審議、審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号平成27年度高鍋町国民健康保険特別会計予算であります。

初めに、国民皆保険制度の意義及び保険税賦課限度額の見直し、保険財政共同安定化事業拡大などの制度改正等による予算編成の説明を受けております。

委員より、特定健康診査等事業費の備品購入費で購入するものはとの問いに、特定保険指導用の公用車を購入するとの答弁、また保健師の人数は足りているのかとの問いに、健康福祉課全体で9名いるが、2025年問題を見据えて、町の保健師の役割はますます重要であるため、今後増員を要望していきたいとの答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り討論なし、慎重審議、審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号平成27年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算であります。

初めに、予算の概要である保険料率、温泉券無料交付、健康診査事業等の説明を受けております。

委員より、温泉無料券の利用率が低い、利用率アップのための方策は考えているのかとの問いに、保健事業の見直す時期に来ているので検討していきたいとの答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り討論なし、慎重審議、審査の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号平成27年度高鍋町下水道事業特別会計予算についてであります。

委員より、施設管理費の備品購入費は予算額で足りるのかとの問いに、供用開始時から使用しているため、耐用年数を超えている備品が多いが、早急な対応が必要な備品類を今回、予算計上している。今後は耐用年数や現在の使用頻度等をもとにリストを作成し、更新計画を策定したいとの答弁でありました。

また、公共下水道費委託料についてのさらなる詳細をとの問いに、下水道台帳作成業務の内訳は、耐震設計、詳細設計合わせて2,000万円、脱水設備の更新工事1,200万円である。ただし、優先順位がつけられているため満額の補助がつかなければ耐震設計、詳細設計のみになる場合も考えられるとの説明がありました。

以上、質疑を打ち切り討論なし、慎重審議、審査の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号平成27年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算についてであります。

委員より、介護認定審査会の委員の構成及び年の審査回数などの問いに、医師7名、保

健学識者5名、福祉学識者6名の計18名の構成。審査については年97回で週2回開催予定であるとの答弁でありました。

次に、委員選出はどのように決められているのかとの問いに、医師は児湯医師会からの推薦、保健学識者及び福祉学識者はそれぞれの市町村からの推薦であるとの答弁を受けております。

以上、質疑を打ち切り討論なし、慎重審議、審査の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号平成27年度高鍋町介護保険特別会計予算についてであります。平成27年度は第6期介護保険事業計画の初年度となり、平成26年度11月サービス提供分までの給付費実績及び推計に基づき予算編成を行っているとの説明を受けております。

委員より、オレンジプラン、認知症サポーター養成の取り組みはとの問いに、出前講座時しか広報していないが、今後はこの取り組みについて推進していきたいとの答弁でありました。

また、包括的支援事業の人員は足りているのかとの問いに、現在5名であるが、4月1日付で2名増員し7名体制になるとの答弁でありました。

質疑を打ち切り討論なし、慎重審議、審査の結果、※全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号平成27年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算についてであります。

一般管理費役務費の電話使用料は携帯電話2台分、施設管理費報酬は徴収嘱託員3名分、労務費は賃金草刈り30日分である等の説明を受けております。

特にこちらは質問ございませんでした。

以上、質疑を打ち切り討論なし、慎重審議、審査の結果、※賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号平成27年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算であります。

市町村負担金額は人口割算出の基礎となる人口数は、平成26年10月1日現在の各市町村の現人口数で算出した額が各市町村の負担金額になること。予算額41万8,000円との差額10万8,000円は、審査の申し出があった際に各市町村が単独で負担または繰り入れる額であるとの説明を受けております。

質疑を打ち切り討論なし、慎重審議、審査の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号平成27年度※高鍋町下水道事業会計予算であります。

委員より、竹嶋浄水場3号を新たに計画した理由はとの問いに、現在、1号、2号を稼働させているが、2号のポンプに穴が開き、不具合が生じる問題が起きた。万が一、1号、2号に不測の事態が起こった場合、町民生活に多大な支障が出るため3号の計画を立てた

※後段に訂正あり

との説明を受けております。

さらに委員より、穴が開いた原因はどの問いに、専門家に調査してもらっているが、原因は不明である。専門家の見解としては、砂利若しくはバクテリアで穴が開いたのではないかとのお答え。

さらに委員より、同じ敷地内で3号を設置しても意味がないのではどの問いに、測量設計の段階で穴の原因調査を再度行い、調査結果を参考に穴が開かない材質を使用したい。また、専門家の見解ではバクテリアであった場合、2号から20メートル離れた場所であれば問題がないとの説明を受けているとのことでありました。

以上、質疑を打ち切り討論なし、慎重審議、審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、特別委員会に付託された議案について御報告いたします。

○議長（永友 良和） 暫時休憩いたします。

午後1時40分休憩

.....

午後1時42分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

○特別会計等予算及び条例審査特別委員会委員長（緒方 直樹君） 失礼いたしました。訂正いたします。

まず、26号についてであります。先ほど全員一致で原案どおり可決すべきものと決しましたと言いましたが、これを、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しましたと訂正させていただきます。

次に、27号についてですが、こちらは先ほど賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しましたと言いましたが、これを全員一致で原案どおり可決すべきものと決しましたと訂正させていただきます。

あともう一つ、第29号ですが、私が、高鍋町下水道というふうに発言しておりますが、これを高鍋町水道事業会計予算と訂正させていただきます。

以上です。

○議長（永友 良和） 以上で、特別委員会の委員長報告を終わります。

質疑については、全議員構成の特別委員会でありますので省略いたします。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第13号高鍋町介護保険条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第13号高鍋町介護保険条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

年金も徐々に減らされてきております。年金者がやはりこのように、介護保険料が上がってくるたびに、介護保険料についての批判もましてくるのではないかと思います。

私は、住民の皆さんの暮らしと生活を守るために、何としても基金を活用してでも元の金額にしておいていただきたかったと思い、反対といたします。

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数であります。したがって、議案第13号高鍋町介護保険条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号平成27年度高鍋町国民健康保険特別会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第22号平成27年度高鍋町国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

審査の中で、高額医療者のほとんどが特定健診などを受診していないという調査結果があるようです。国保は相互扶助の最たるものです。特定健診を受診し、日ごろのチェックを行い、お互いに保険税を減らせるようにすることが担当課の大きな仕事だと思います。健診を受けてない方々へのチェックとして、訪問するため自動車購入などがあるようですが、長野県などを紹介し、早くから個別訪問制度の確立をと提案してきたことがようやく実現するかもしれませんが、軒並み訪問することは大変難しいことです。家への訪問を断られることもあるでしょうし、大変な仕事だとは思いますが、努力をしていただきたいと思います。

しかし、国保税については率は上げないかもしれませんが、ますます負担の重さに国保世帯は悲鳴を上げています。入院する事態になって初めて保険のありがたさが身に染みたと言われた滞納者がおられました。しかし、繰越金を全て投入し、できるだけ保険税を少なくする方向で頑張っていたきたいと希望して、反対の討論といたします。

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから議案第22号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数であります。したがって、議案第22号平成27年度高鍋町国民健康保険特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号平成27年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算について、これか

ら討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第23号平成27年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号平成27年度高鍋町下水道事業特別会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第24号平成27年度高鍋町下水道事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号平成27年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第25号平成27年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号平成27年度高鍋町介護保険特別会計予算について、これから討論

を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第26号平成27年度高鍋町介護保険特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。

私は、議会中に孤独死について大いに考えさせられました。介護認定はないものの、いつか、いつ身近にこのような事態を遭遇するか、本当に後悔しました。包括支援を初め、介護認定を受けず、認知症やうつなどを発症しており、要支援などが必要とされる状況把握が非常に弱かったのではないかと、私自身考えました。

同じような問題が二度と発生しないように、地域で見守れるお年寄りが安心して生活できる環境づくりが必要であるし、介護保険料もほかと比較したら低いかもしれませんが、ますます負担増となっています。これからの介護保険活用について、住民に密着した運用を期待して、反対といたします。

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数であります。したがって、議案第26号平成27年度高鍋町介護保険特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号平成27年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第27号平成27年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号平成27年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第28号平成27年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号平成27年度高鍋町水道事業会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第29号平成27年度高鍋町水道事業会計予算に反対の立場で討論をいたします。

安心な水を不足なく供給する使命を高鍋町の上下水道課は果たしているところは認めてまいります。

しかし今回、ポンプが傷んだ理由が、予算がないためか解明できていないようです。新しい井戸が解決し、安心なのかということそうではないと考えております。耐震化などを早急に図ることを要求して、反対といたします。

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数であります。したがって、議案第29号平成27年度高鍋町水道事業会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第24、議案第30号

○議長（永友 良和） 日程第24、議案第30号平成26年度高鍋町防災行政無線放送施設設置工事請負変更契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 議案第30号平成26年度高鍋町防災行政無線放送施設設置工事請負変更契約について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、当該工事の請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第

2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更の主な理由といたしましては、新山地区公民館に再送信子局を設置したことにより電波状況が改善されたことから、戸別受信機用ダイポール型アンテナの設置数量が減ったものでございます。

以上、本案につきまして御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 議案第30号平成26年度高鍋町防災行政無線放送施設設置工事請負変更契約について、詳細説明を申し上げます。

この工事は防衛省の補助を受けまして、再送信子局1局、屋外拡声子局9局、戸別受信機400台の設置を予定しておりました。このうちこの再送信子局につきましては、無線の電波の届きにくい屋外拡声子局等に対しまして電波を再送信することで、良好な回線を確保する施設ということでございます。

これらの工事のうち、戸別受信機につきましては、行政事務連絡員宅、学校等の公共施設、高齢者等の福祉施設及び補助事業の目的であります航空機騒音による住民生活への障害緩和の観点から、基地周辺地区であります上永谷地区、下永谷地区、新山地区、市の山地区の全戸を補助対象として設置を行うこととしております。

当初、戸別受信機用のダイポール型アンテナの設置数量を400基と見込んでいたのですが、新山地区公民館に再送信子局を新設しましたことから、電波状況が改善されまして、ダイポール型アンテナの設置数量が300基から165基へ減っております。

また、上永谷地区、下永谷地区、新山地区、市の山地区に対しまして戸別受信機の設置数量を当初世帯数で見込んでおりましたが、世帯分離をしている世帯も多く、世帯数に応じた受信機の設置が不要となったこともございまして、受信機そのものの設置数量も322台と減になっております。

この減額の変更契約を行うということの提案でございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 以上で、説明が終わりました。

これから質疑、討論、採決を行います。

議案第30号平成26年度高鍋町防災行政無線放送施設設置工事請負変更契約について、質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 一応、建設した後の確認作業っていうのは、何カ月ぐらいされたんでしょうか。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 今、申し上げました一番原因——原因といいますか、要因となります新山の再送信子局でございますけど、12月いっぱい、1月の中ごろだと思んですが、完成いたしまして、それから各、さっき申し上げました、各世帯への受信状況等をそれぞれ1世帯ずつ調査いたしました。ですから、実際上のその電波の状況等の確認が

でき始めたのが2月に入ってからというようなこともございます。そういう関係もございまして、今回、設置台数の確定に向けてちょっと後になったということもございます。

再送信子局を昨年度建てれば、また違った状況になったかもしれませんが、昨年につきましては高台よりも低地を優先するというので、新山地区は高台にありますので、そういうことでことしの施工で間に合うというふうに判断しておったところでございます。

今、議員が申された分につきましては、今申し上げたとおりで、1世帯ずつその電波状況を確認いたしまして、それぞれ聞いたところによりますと、その1戸の家で、1世帯の中でも場所によって受信が入りやすいところ、なかなか受信できにくいところもあるというようなことで、1世帯ずつその設置場所を確認しながら調整をしていったというふうに聞いております。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） ここ1カ月か2カ月ないしぐらいで、1カ月、2カ月ぐらい内で調査をされたということなんですが、私が心配してるのは、台風時とか風が強く吹いたりとか、大体、いつ聞こえなくなるかというのは大体わからないというか、ずっと設置をしていただいたんですけど、やっぱり場所によってとか、先ほど答弁でありましたけれども、場所によってとか、要するに屋内にいるときには聞こえないとかいうところがいろいろあったような気がするんです。戸別受信機の中から多分、聞こえてくるんだろうと思うんですけども、戸別受信機がいわゆる風が強いときやら受信しきれるかどうかということまでは調査ができてないということですので、これからまた新たに発生するということはないということで、考えてよろしいんですかね。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 調査してないって言いますか、その屋外スピーカーから聞き取る施設ではございませんので、無線から直接入ってきますので、その風が吹いたからきょうはどうだろうかとか、そういう調査は逆に言うとしてないということになります。

スピーカー等の音が風に、方向によって聞こえにくいとかいう状況というのは、理解できますが、無線機そのもの風の影響を受けるというふうには考えて、今のところいないと思っております。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号を起立によって採決します。本件は原案どおり決定することに賛

成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

- 議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第30号平成26年度高鍋町防災行政無線放送施設設置工事請負変更契約につきましては、原案のとおり可決いたしました。

---

**日程第25. 議案第31号**

- 議長（永友 良和） 日程第25、議案第31号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（小澤 浩一君） 議案第31号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第10号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、農業振興地域整備計画書策定事業に係る繰越明許費の追加を行うものでございます。本事業は、同整備計画の全体見直しを行うものでございますが、現地調査等に想定以上の時間を要したため、やむなく繰り越しするものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。政策推進課長。

- 政策推進課長（三嶋 俊宏君） 詳細説明を申し上げます。

本事業につきましては、高鍋町の健全な農業の発展と、地域資源の総合的、効果的な活用を寄与するため、社会情勢の変化に対応した農業振興地域整備計画を策定するものでございますが、その計画内容は高鍋町の農業振興地域全域を対象とした農用地利用保全計画や生産基盤整備開発計画、近代化施設、生活環境施設の整備計画などの策定を行い、その情報をまとめて各種図面・図書を作成するものでございます。

これらの膨大な業務を遂行するために、担当職員と委託業者とで連絡を取り合いながら進めてまいりましたが、作業日程の調整が整わなかったり、現地を確認しながらの調査などが思うように進まず、また、地元や県との協議に想定以上の時間日数を要しまして、今回やむなく繰り越しをさせていただくこととしたものでございます。

以上でございます。

- 議長（永友 良和） 以上で、説明が終わりました。これから質疑、討論、採決を行います。

議案第31号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第10号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第31号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり可決いたしました。

---

### 日程第26. 発議第1号

○議長（永友 良和） 日程第26、発議第1号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について議題といたします。

趣旨の説明を求めます。5番、津曲牧子議員。

○5番（津曲 牧子君） 発議第1号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について。

提出者は高鍋町議会議員、津曲牧子、岩崎信や、柏木忠典、緒方直樹、黒木正建。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書。

我が国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

肝硬変・肝がん患者は毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、本議会は、下記事項を実現するよう強く要望する。

1、ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。

2、身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月20日、宮崎県児湯郡高鍋町議会。提出先は衆議院議長、町村信孝様、参議院議長、山崎正昭様、内閣総理大臣、安倍晋三様、厚生労働大臣、塩崎恭久様。

以上です。

○議長（永友 良和） 以上で、説明が終わりました。

ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第1号を起立によって採決いたします。原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、発議第1号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第27. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（永友 良和） 次に、日程第27、閉会中における議会広報編集特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

---

#### 日程第28. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（永友 良和） 次に、日程第28、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中を含め次期定例会に係る諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

---

#### 日程第29. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

○議長（永友 良和） 次に、日程第29、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等の諸活動並びに陳情等を認め

ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定いたしました。

---

○議長（永友 良和） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これで平成27年第1回高鍋町議会定例会を閉会します。

午後2時12分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員